

## ＊ ＊ 新型コロナ後の住まいを考える ＊ ＊

今年は早春より想定外の新型コロナウイルスが世界的に広がり、日本も緊急事態宣言が発令され約2ヶ月近い期間 人の移動、経済活動が大幅に規制を受け、多くの皆様にとっても思いがけない日々となりました。

「スティホーム」の呼びかけで「自宅で過ごす」日が続き、皆様は自然と「住まい」に目が行ったのではないのでしょうか。命を脅かされた時期、「住まい・家」は心のよりどころでもあり、外出できない時期は外食も出来ず、家族が家の中で過ごし、普段できない「家の中の整理や整頓 DIY」なども手掛けられた方も多く、「家で過ごせる幸せ」を改めて感じられたことと存じます。

住宅業界は外国建材の輸入がストップし、工事が出来ない、工事の完了が出来ず、お客様に大きな影響を与えました。又 「三密控え要請」により 見学会やイベントも中止せざるを得ない事態となりました。

そのようななか、「インターネットによる行動」が促進され、特に閉塞状態から抜け出す動きで注目されたのが「ネット活用」です。携帯電話、スマホなどの通信手段が、一対一の利用から「複数の人の顔を見ながら会話ができるツール」として、わずかな期間で、幼児から年配者までいろいろな分野で活用が進みました。

住宅業界も、既に工事現場の工事確認等で スマホが活躍していましたので、対お客様 消費者に対しての活用にいち早く取り組まれる会社様が出てきて、今や業界では当たり前の様相です。現場見学会や構造見学会、商談に活用が日ごとに増え、これまでの行動が、リアルとバーチャルの二通りだったのが この二つをつなぐ新しい動きが出来たようです。

現場見学会や相談会に仕事や身体的都合等で出かけられなかった方も、テレ見学会スタイルであれば、現場の状況を見ながら説明が聞けて一石二鳥です。コロナ後がすでに動き出しています。

コロナ後といえば、既に動き出したテレワークやテレ会議、テレ見学会等の動きはコロナ終息後も引き続き活用され、社会生活、個人生活に定着します。

この影響は「住宅の間取り」に関係すると思います。個人生活と仕事と同じ空間(住宅)で行われることになると、必然的に仕事スペースを住宅内に設けることとなります。又、食事作りも主婦一人ではなく、家族で、子供さん方も積極的につくるご家庭も増えていると聞きます。当面は家具の移動などで対応されたご家庭も多いと思いますが、コロナが少し落ち着いている今、家族で「住宅」の使い方など話し合われてみませんか。

「家族で暮らしを楽しめる住まい」に 新民法21は取り組んでいます。

## \*\* 報告 令和2年度 国交省グリーン化事業 採択!! \*

家づくり 「ちょうの家 冊子」改訂

国交省の令和2年度のグリーン化事業にちょうの家は今年も採択!!

ひょうご新民法21の「ちょうの家」はブランド名です。

「ちょう」は「3つのちょう」をあらわしています。

- ① 自然・環境をあらわす代表的な「蝶の「ちょう」
- ② 性能の良い「長期優良住宅の ちょう」
- ③ 長く住み継ぐ「ちょう 長住」

ちょうの家は新築住宅、リフォーム工事にもお使いいただけます。

今年は「ちょうの家 Vol. 2」を「地元工務店と一緒にちょうの家  
住まいづくり」としてリメイクしました。

お客様との打ち合わせチェックにも「維持管理」を今まで以上に強化しました。

ご希望の方は、下記メールでお申し込み下さい。



## \*\* 地鎮祭 上棟式の情報募集 \*\*

新型コロナウイルスによる自粛要請期間の早春から初夏は 家で過ごす時間が多く、住まいの重要性を皆様実感されたことと思います。

家は単なる箱ではなく、暮らす家族一人一人の人生に深くかかわるもので、食や衣、教育、趣味などなど「住まい・暮らしの文化」がいっぱいです。

住まいづくりは 年収の何倍もかける一家にとって大きな事業です。

さて、新築時に地鎮祭や上棟式又鍵の引き渡しなどをされた方も多いと思います。

しかし、住宅づくりが工業化されるにつれて、このような行事が廃れつつあり、残念です。

新民法は、上棟式や地鎮祭がどのように行われたか調査を始めました。

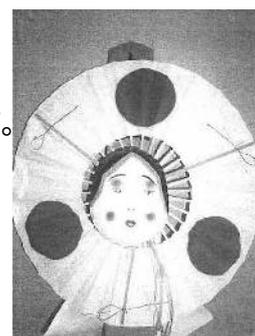
令和・平成時代だけでなく、昭和時代や大正 明治時代に行われた記録写真や棟木などの情報を頂きます様 よろしくお願ひ申し上げます。

ご提供の項目は下記の情報です。

情報提供の書式をお送りしますので、あらかじめ一報をお願いします。

尚 先着 100名様にクオカード等の粗品を進呈致します。

- ① お名前
- ② 年齢
- ③ 実施住所（上棟式等の住所と粗品の送付先）
- ④ 実施時期 年 月
- ⑤ 地鎮祭 上棟式の様子の写真
- ⑥ 思い出 等
- ⑦ 締切：10月20日 火曜日



問合せ 送り先：〒662-0044 西宮市平松町 8-27 NPO 法人ひょうご新民法21

メールの場合：[QZS05450@nifty.com](mailto:QZS05450@nifty.com)

発行：NPO 法人 ひょうご新民法21 URL：<http://www.shinminka21.com>

大阪；TEL：06-6941-2525 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 MF 天満橋ビル5階

西宮；TEL&FAX：0798-22-3011 Mail：[QZS05450@nifty.com](mailto:QZS05450@nifty.com) 〒662-0044 西宮市平松町 8-27